

骨髄ドナー登録希望者※の健康被害補償の概要

※こちらは日本赤十字社の献血会場で骨髄バンクドナー登録を行った方が対象となります。なお、献血（採血前検査も含む）と同時に実施された場合は国が定める献血者健康被害救済制度が適用されますが、重複しての適用はされません。

対象となる給付の種類

給付には「医療費」「治療に要した実費（交通費）」があります。

1. 医療費

採血によって健康被害を生じた骨髄ドナー登録希望者が医療機関を受診した場合、その医療に要した費用を補填するものです。

ただし、当該対象者が各種公的医療保険等による給付を受けることができる場合は、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額を限度とすることを原則といたします。（例えば、健康保険で診療を受けた場合、医療費の3割を自己負担分として医療機関へ支払いますが、この3割の額が支給されます。）

請求の期限は、医療費の支給の対象となる費用の支払いが行われたときから1年以内です。

2. 治療に要した実費

採血によって健康被害を生じた骨髄ドナー登録希望者が医療機関を受診した場合に要する医療費以外の費用として、交通費を補填するものです。

また、交通費は、「原則、公共交通機関」を利用した場合のみ対象となります。

請求の期限は、請求に係る医療が行われた日の属する月の翌月の初日から1年以内です。

医療費等の請求について（ご本人様立替えが発生した場合）

医療費等の給付の請求は、原則、健康被害を受けたご本人（または遺族）が、請求書と必要とされる添付資料（医療機関の領収書等）を添えて赤十字血液センターに郵送または持参して頂きます。請求された内容を日本赤十字社および公益財団法人 日本骨髄バンクにて確認後、補償額を決定しご指定の口座に振り込みます。

<ご本人様立替えが発生した場合の健康被害の補償に係る給付の流れ>

